

# 広島女学院大学科目等履修生規程

2018. 3. 13 最終改正日

第1条 科目等履修生として本学の授業科目の履修を志願する者に対しては、正科生の学習に差し支えない場合に限り教授会の議を経て学長が許可する。

第2条 科目等履修生として出願できる者は、広島女学院大学学則第26条第1項第1号から第7号に該当する者とする。ただし、別に定める特別科目等履修生規程により受入れる者は除く。

第3条 科目等履修生として出願を希望する者は、3月25日から4月10日(後期のみ開講の授業科目については、9月10日から9月30日)に次の書類に審査料を添えて教務課へ願出しなければならない。

- (1) 科目等履修志願書(本学所定)
- (2) 履歴書(本学所定)
- (3) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書  
ただし、在学中の場合は在学証明書及び成績証明書
- (4) 健康診断書(本学所定)

2 本学の大学院在學生についてはこれを別に定める。

第4条 科目等履修生として履修を許可するために、当該授業科目担当教員及び当該学科において審査を行う。

第5条 履修を許可された者は、所定の期日までに次の書類を提出し、履修料を納入しなければならない。

- (1) 誓約書(本学所定)
- (2) 科目等履修生簿(本学所定・写真添付)

2 所定の期日までに前項の手続きがない場合は履修許可を取り消す場合がある。

第6条 科目等履修生の審査料及び履修料の額は次のとおりとする。

- (1) 審査料 10,000円
- (2) 履修料 1単位あたり26,000円  
(実験・実習費について別途に納入を求めることがある。)

2 本学の卒業生及び大学院在學生については、これを別に定める。

第7条 科目等履修生として履修を許可する期間は1年以内とする。

引き続き履修を希望する者は、その都度第3条と同様の手続きをしなければならない。この場合、履歴書、健康診断書、最終出身学校の卒業証明書及び

成績証明書等は省略することができる。

第8条 科目等履修生は、科目等履修生証の交付を受け、学内においては常にこれを携帯しなければならない。

第9条 科目等履修生の履修し得る単位は、1年を通じ30単位以内とし、実験・実習科目は10単位以内とする。

2 本学大学院在籍者については半期10単位以内（年間20単位以内）とする。

第10条 科目等履修生として履修した授業科目については、試験を行ない、合格した者には単位を認定し、単位修得証明書を交付する。

第11条 科目等履修生には、大学の正規の学生としての特典は認めない。

第12条 次の各号の一に該当する場合は、履修の許可を取り消すことがある。

- (1) 本規程その他本学の諸規則に違反する行為があったと認められたとき
- (2) 本学の秩序を乱したと認められたとき

第13条 科目等履修生には本規程のほか、本学の諸規則を準用する。

第14条 本規程の改廃は、学務委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。